

密 査 書	福 査 書
<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1～6 略]</p> <p>7 6の欄は、次によること。</p> <p>[1]～(4) 略]</p> <p>(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。<u>ただし、変調方式を切り替えて運用する無線設備であつて、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものは、総務大臣が別に告示する標準的な変調方式に該当するコードを記載すること。</u></p> <p>[6]～(9) 略]</p> <p>[8～26 略]</p> <p>27 30の欄は、次によること。</p> <p>[1]・(2) 略]</p> <p>(3) 6の欄に標準的な変調方式に該当するコードを記載する場合には、<u>使用する変調方式を全て記載すること。</u></p> <p>[28～34 略]</p>	<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1～6 同左]</p> <p>7 6の欄は、次によること。</p> <p>[1]～(4) 同左]</p> <p>(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。</p> <p>[6]～(9) 同左]</p> <p>[8～26 同左]</p> <p>27 30の欄は、次によること。</p> <p>[1]・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[28～34 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。